



労災診療補償保険重要事項説明書

はじめに

この重要事項説明書は、「Ⅰ 用語のご説明」、「Ⅱ 契約概要」および「Ⅲ 注意喚起情報」からなっており、ご契約に際してお客様に特にご確認いただきたい事項をまとめたものです。ご契約前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

なお、この重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。

また、ご不明な点につきましては、当センターまでお問い合わせください（電話番号等は末尾に記載しております。）。

I 用語のご説明

用語のご説明は下表のとおりです。

用語のご説明	
包 括 契 約	指定病院等と当センターとの間で補償保険に関する包括的な契約を締結することにより、補償保険を受けることができる契約のことをいいます。
普通保険約款	労災診療補償保険普通保険約款をいいます。
補 償 保 険	個々の労災診療に対して普通保険約款の規定に従い保険金を支払うものをいいます。
指 定 病 院 等	労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の病院または診療所をいいます。
ご 契 約 者	包括契約を締結した指定病院等をいいます。契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上の権利を有し、義務を負います。
被 保 険 者	補償保険により補償を受ける方で、普通保険約款第 22 条に定める方をいいます。
当 セ ン タ ー	公益財団法人労災保険情報センターをいいます。
労 災 診 療	労働者災害補償保険法第 13 条第 1 項または第 22 条に基づく請求により指定病院等で行った診療をいいます。
診 療 費	労災診療費をいいます。
初 診	被災労働者に対して行われた第 1 回目の労災診療をいいます。
付 保	ご契約者が労働局に請求した個々の労災診療費に対し、労働基準監督署長が労災保険に該当しない旨の不支給の決定をしたことにより生じた損害を補償保険の対象とすることをいいます。

Ⅱ 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。

1 補償保険のしくみ

この保険は、ご契約者と当センターとの間で補償保険にかかる包括契約を締結し、包括契約の期間内にご契約者が労働局に請求した個々の労災診療に補償保険を付保することで、労働基準監督署長から不支給の決定がなされ、診療費の支払いがされなくなったことによる損害を補償するものです。

2 補償内容について

(1) 対象となる労災診療

ご契約者が包括契約の期間内に労働局に請求した労災診療であって、当センターに対して、当該診療の初診を行ったご契約者から、当該労災診療にかかる保険料が払い込まれたものが対象となります。

ただし、労働基準監督署長から労災保険に該当する旨の支給または不支給の決定がなされた後に行われた診療については、対象にはなりません。

(2) 保険金をお支払いする場合等

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額は下表のとおりです。
同一被災労働者の同一労働災害に係る保険金額の限度額は50万円です¹。

なお、いずれの場合も保険料をお支払いいただいていない場合は、保険金はお支払いしません。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、健康保険、国民健康保険または船員保険に療養の給付の手続を行った場合で、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払っている場合	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額をお支払いします。
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、健康保険、国民健康保険または船員保険に療養の給付の手続を行った場合もしくはやむを得ない事由に	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金

¹ 令和9年3月31日以前に払い込まれた保険料に対応して支払われる労災診療補償保険金に限り、保険金額の限度額を設定しないものとします。

より行えない場合で、被災労働者が本人負担分を被保険者に支払わない場合(注1)	額と本人負担分未徴収額を合算した金額をお支払いします。 なお、本人負担分未徴収額は、当該被災労働者にかかる債権を当センターに譲渡した場合(注2)に限ります。
被保険者が労働局へ請求した診療費に対する不支給決定に伴い、不支給となった労災診療費の診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に相当する額を被保険者が受領している場合	不支給となった診療費の請求額を、労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額を差引いた金額をお支払いします。

(注1) 被災労働者の所在不明あるいは被災労働者等に対し再三の督促を行ったにもかかわらず本人負担分を徴収できない場合等をいいます。

(注2) (注1)により債権譲渡を行うにあたっては、督促にかかる内容証明郵便の添付、督促の相手方、連絡の方法・日時・回数等、詳細な追跡の事跡を求める場合がありますのでご注意ください。

3 保険期間

包括契約が成立した日の属する月の初日を始期日とし、期間の終期は定めません。

4 保険料と払込方法

(1) 包括契約の期間内に労働局に請求した初診の労災診療（被災労働者に対して行われた第1回目の労災診療）について、所定の保険料を一括払いでお支払いいただきます（他の指定病院等からの転医による労災診療の場合は保険料のお支払いは不要です。）。

(2) 保険料のお支払方法は下記のいずれかです。

① 当センターが指定する金融機関等の口座に振込む方法

② 当センターとの間に労災診療被災労働者援護契約を締結しているご契約者の場合は、労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除または請求書により金融機関等で振込む方法（法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合は、請求書により金融機関等で振込んでいただきます。）

③ 当センターに持参または当センターがご契約者から直接徴収する方法

なお、包括契約の期間内に労働局に請求した初診の労災診療であって、保険料が未徴収

の場合は、保険契約の解約後であっても上記①又は③の方法により、保険料をお支払いいただきますので、ご承知おきください。

5 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅲ 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで申し込みください。

1 クーリングオフ

この保険はクーリングオフの対象外となっております。ご契約内容をお確かめのうえお申し込みください。

2 告知事項（ご契約時にお申し出いただく事項）

ご契約者には申込書の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

3 通知事項（ご契約後にご連絡いただく事項）

次の場合には遅滞なく当センターにご連絡ください。

- （１） ご契約者の住所、名称および代表者の氏名または契約申込書に記載した取引金融機関もしくは口座等を変更したときなど、ご契約の内容に変更があった場合
- （２） 労働局から労災指定医療機関の取り消しを受けた場合

4 重大事由による解除

ご契約者が、保険金を支払わせることを目的として事故招致したり、詐欺を行った場合など普通保険約款に定める場合については、ご契約を解除し、保険金をお支払いしません。

5 取消、無効について

- （１） 詐欺もしくは脅迫により包括契約を締結したときには、ご契約を取り消します。
- （２） 保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で契約を締結した場合には、ご契約は無効となります。

なお、上記（１）（２）に該当した場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

6 保険金をお支払いしない主な場合

- ・次に掲げる場合は保険金をお支払いしません。
 - 診療費の重複請求等による不支給
 - 再発による不支給
 - 公務災害（国家、地方）により不支給となった場合
 - ご契約者から診療費が取り下げられた場合
 - 不支給決定に伴い自賠責保険、自費等により健保相当額を超えて受領した場合
- ・同一の災害について治癒後の請求のために不支給となったもののうち、最も古い不支給決定年月日以降に行われた診療によるものについては、補償保険の対象とはなりません。

付帯サービス

当センターと包括契約を締結していない労災指定医療機関において、初診の労災診療（第1回目の労災診療）が行われた被災労働者の転医により労災診療を行ったご契約者が、保険期間内に労働局に請求した労災診療については、付帯サービスとして保険金に相当する額（限度額 50 万円²）をお支払いします。

7 解約および解約返戻金

ご契約を解約される場合には、当センターまでご連絡ください。

なお、この保険には解約返戻金はありません。また、既に払い込まれた保険料は返還しません。

（注）ご契約が解約された場合には、包括契約の解約日に個々の補償保険の保険期間も終了し、解約日以降に不支給が決定された労災診療に対しては、保険金をお支払いしません。

8 労働基準監督署長から不支給が決定された場合の請求のお手続き

労働基準監督署長から不支給が決定された場合は、当センターにご連絡ください。

保険金のご請求にあたっては、当センターが送付する労災診療補償保険金請求書の各項目に必要事項を記入のうえ、普通保険約款に定める保険金請求に必要な書類を添付し、当センターまでご提出ください。請求書に記入するご契約者の住所、病院又は診療所名、代表者の氏名及び電話番号は、当センターにお届けいただいているものとなりますので、ご注意ください。

保険金は、請求に関する完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いします。

ただし、労働局等に対する調査が必要な場合など、特別な照会または調査が必要な場合には、完備書類が当センターに到着した日の翌日から起算して 90 日以内となります。

²当財団が令和 9 年 3 月 31 日以前に労災診療補償保険金請求書を受理した付帯サービスに限り、支払限度額を設定しないものとします。

なお、保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9 保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありませんのでご注意ください。

労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除による方法で保険料をお支払いいただいている場合は、「診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書」に記載されている保険料の控除内容をご確認ください（ご契約者が法令等により労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除が認められていない自治体立病院等の場合は、「診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書兼保険料等納付額内訳書」に記載されている保険料の納付内訳をご確認ください。）。

ご契約者のレセプトの記載誤りにより、保険料が控除されなかった場合は、ご契約者からの連絡を受けた後に納入通知書によりお支払いいただくことになりますので、速やかに当センターまでご連絡ください。

10 保険料の返還

労災診療援護貸付金の貸付金額からの控除による方法で保険料をお支払いいただいている場合で、ご契約者のレセプトの記載誤りにより、初診（第1回目の労災診療）以外の労災診療より保険料が控除された場合は、ご契約者からの保険料返還請求書により保険料を返還しますので、速やかに当センターまでご連絡ください。

なお、保険料返還請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

11 不支給決定の取消による保険金の返還

保険金が支払われた後に被災労働者の審査請求等により不支給決定が取り消され、診療費が支払われた場合は補償保険の対象にはなりませんので、当センターまでご連絡ください。

12 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、当センターに対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

なお、当センターはその業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更を行うことがあります。この場合、契約条件の変更の内容及び、可及的速やかにご契約者にご連絡いたします。

お問い合わせ先

保険の内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25

電話 03-5684-5516

Fax 03-5684-5521

受付時間 月～金 午前9:00～午後5:00

(土日、祝日、年末年始を除きます)

